

## 入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年2月28日

県立宮崎病院長 嶋本 富博

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務 一般廃棄物収集運搬業務委託
- (2) 委託業務の内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 入札方法 (1) 委託業務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、営業種目が廃棄物処理の役務であること。
  - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を宮崎市長から許可を受けた者。  
ただし、許可の有効期限が、入札日以降のものに限る。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イの資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年3月19日までに提出しなければならない。  
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号  
郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181
- (2) 期間 令和7年2月28日から令和7年3月19日まで  
(土曜日及び日曜日を除く。)

### 4 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 令和7年2月28日から令和7年3月19日まで  
午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 交付場所 宮崎市北高松町5番30号  
県立宮崎病院総務課管理担当  
※上記期間中は、県立宮崎病院ホームページからダウンロードが可能  
ホームページアドレス <http://kenritsu-miyazakibyoin.jp/>

### 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院 1階講堂
- (2) 提出期限 令和7年3月21日 午前10時40分
- (3) 提出方法 持参すること。

6 入札と開札の場所及び日時

(1) 場所 県立宮崎病院1階講堂 宮崎市北高松町5番30号

(2) 日時 令和7年3月21日 午前10時40分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号

郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181

11 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力を生じる。

12 その他

その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

宮崎県が行う委託業務に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年2月28日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量 一般廃棄物収集運搬業務委託
- (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年9月30日まで
- (3) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号

3 業務委託の仕様等  
別添仕様書のとおり。

4 競争入札参加資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、営業種目が廃棄物処理の役務であること。
  - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を宮崎市長から許可を受けた者。  
ただし、許可の有効期限が、入札日以降のものにかぎる。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イの資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年3月19日までに提出しなければならない。  
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号  
郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号  
郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181
- (2) 期間 令和7年2月28日から令和7年3月19日まで  
(土曜日及び日曜日を除く。)

7 入札

入札に参加する者は、別紙様式2による入札書を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 県立宮崎病院1階講堂
- (2) 提出期限 令和7年3月21日 午前10時40分
- (3) 提出方法 持参すること。
- (4) 入札金額は、調達役務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、入札金額の算定に当たっては、希望するキログラム当たりの単価（100分の1円までとする）に下記13に記載する年間排出予定量を乗じるものとし、入札書の入札金額欄の下欄に算定内訳を記入すること。
- (5) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「《一般廃棄物収集運搬業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

## 8 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (2) 開札の場所及び日時
  - ① 場所 県立宮崎病院1階講堂 宮崎市北高松町5番30号
  - ② 日時 令和7年3月21日 午前10時40分
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ① 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 過去2箇年の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 10 入札の効力に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効とする入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

1 1 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 2 この競争入札による業務委託は、当該委託に係る令和7年度宮崎県立病院事業会計予算の成立を条件とする。

1 3 令和7年4月1日～令和8年9月30日までの一般廃棄物排出予定量

- (1) 可燃物 196, 885kg (1袋(45L)当たり：4kg換算)
- (2) 資源物 41, 353kg (1袋(45L)当たり：5kg換算)

# 入 札 書

入札金額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	内訳 可燃物：単価 円 銭×196,885kg (契約期間排出予定量) = 資源：単価 円 銭× 41,353kg (契約期間排出予定量) =									
受託の内容	一般廃棄物収集運搬業務委託									
受託の場所	県立宮崎病院									
期 間	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 9月 30日まで									
入札保証金額	病院局財務規程第 8 1 条第 2 項第 2 号の規定により免除									

上記金額に 100分の110 を乗じて得た金額をもって受託いたしたいので、御呈示の仕様書、契約条項、病院局財務規程（平成 18 年病院局企業管理規程第 15 号）及び御指示の事項を承知して入札いたします。

令和 7年 月 日

住 所

入札者 名 称

代 表 者

代表  
者印

県立宮崎病院

院長 嶋 本 富 博 殿

入札条件等確認済

# 委任状

私は都合により  
使用  
( )  
印鑑

を代理人と定め下記業務の見積入札に関する権限を  
委任します。

## 記

- 1 受託内容 一般廃棄物収集運搬業務委託
- 2 受託の場所 県立宮崎病院

令和 7年 月 日

住 所

名 称

氏 名

代表  
者印

県立宮崎病院

院長 嶋本富博 殿

代理人の職名又は本人との関係



## 一般廃棄物収集運搬業務委託契約書(案)

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、一般廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり契約を締結する。

（廃棄物の種類と委託内容）

第1条 甲は、甲の事業所から排出される廃棄物のうち、感染性及び非感染性医療廃棄物を除く一般廃棄物の収集運搬（以下「委託業務」という。）を次表に定めるとおり乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

廃棄物の種類	委託業務の内容
甲の事業所から排出される廃棄物のうち、感染性及び非感染性医療廃棄物を除く一般廃棄物のうち可燃物	日曜日を除く毎日、収集運搬 （但し、処分場の休場日を除く）
甲の事業所から排出される廃棄物のうち、感染性及び非感染性医療廃棄物を除く一般廃棄物のうち資源物等	1週間に3回、収集運搬 （但し、日曜、祝祭日を除く）

（乙の事業範囲）

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出すること。

許可都道府県	宮崎県
許可品目	—
許可期限	令和 年 月 日
許可番号	—
許可市町村	宮崎市
許可品目	一般廃棄物
許可期限	令和 年 月 日
許可番号	宮廃指令第 号

（委託期間）

第3条 委託業務の処理期間は、令和7年4月1日から令和8年9月30日までとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託料）

第5条 甲は、乙に対して委託業務の委託料（以下「委託料」という。）として、

単価：可燃物 円/kg  
（うち消費税及び地方消費税額 円/kgを含む）

単価：資源 円/kg  
（うち消費税及び地方消費税額 円/kgを含む）

を支払うものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第6条 乙は、当月分の委託料を翌月の10日までに甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（委託業務の実績報告）

第7条 委託業務の実績報告は、受払伝票をもってこれに代えるものとする。

（委託業務の実施）

第8条 乙は、委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

（義務の譲渡等）

第10条 乙は、この契約上の義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（実地調査等）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第12条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙がこの契約に違反したとき。
  - (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 乙の役員等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者であると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
    - イ 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
    - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
    - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある一般廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない廃棄物を、甲の費用を持って当該廃棄物を引き取ることがを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(甲乙の責任範囲)

第13条 乙は、甲から委託された一般廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたって、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 当契約書に定める業務の円滑な遂行を確保するために、乙は、令和8年9月末までに、令和8年10月以降の当該業務の受託者（以下「丙」という。）と充分な業務に関する引継ぎを行うものとする。

乙及び丙は、令和8年9月末までに、甲に対し引き継ぎ状況の報告を行わねばならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 宮崎県  
県立宮崎病院長 嶋本 富博

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第9条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

#### (資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 一般廃棄物収集運搬業務委託に関する仕様書

### 1 業務委託内容

病院内で発生した廃棄物のうち、医療廃棄物を除く一般廃棄物の収集運搬。  
収集場所は、本館東側ゴミ集積場とする。

### 2 収集運搬日

収集運搬日は次のとおりとする。

- (1) 可燃物 日曜日を除く毎日（ただし、処分場の休場日を除く）
- (2) 資源物 日曜日を除く週3（ただし、処分場の休場日を除く）

### 3 一般廃棄物量の算出方法

廃棄物の量は次により算出する。

- (1) 可燃物（オムツ、生ゴミを含む） 1袋当たり 4 kg
  - (2) 資源物（空缶、空瓶、ペットボトル、プラスチック等） 1袋当たり 5 kg
- ※ゴミ袋は45Lを利用とする。

### 4 その他

- (1) 粗大ごみ及び有価物は、委託業務に含まない。（大型家電、自転車、鉄くず等）
- (2) 廃棄物は、宮崎市の指定どおり分別すること。
- (3) 処分場への搬入に当たっては、処分場の指示に従うこと。

## 【県立宮崎病院廃棄物分別表】

	種類	回収日	ゴミ袋の形態	内容等
①	感染性 医療 廃棄物	月/水/金	グレー ペール ボックス	注射針、メス、安全カミソリ、縫合針、アンプル等その他 鋭利なもの、手術から出る血液等の液状又は泥状のもの
			②	二重橙袋
③	青袋		医療行為から出る汚染されていないガーゼ、包帯、脱脂綿、 布きれ、プラスチックボトル、ギブス、プラスチック屑等	
④	青袋		医療行為から出るバイアル、薬瓶、薬缶、空き缶、金属屑 等	
⑤	産業 廃棄物	火/木	透明袋	医療行為以外から出る汚れている廃プラスチック等、アル ミ等、混載ゴミ
⑥	可燃 ゴミ	月～土	透明袋	生活ごみ(病室・給湯室等)、生ごみ、落葉、リサイクルでき ない紙類、プラ表示のないもの、感染以外の紙オムツ等
⑦	資源 ゴミ	月/水/金	透明袋 (汚れて いない もの)	ペットボトル
				空き缶、空き瓶
				プラスチック類(弁当、カップ、お菓子袋、キャップ等)
		月～土	紐、箱	古紙、段ボール、雑誌等
		火/木/土	透明袋	シュレッター
随時	一斗缶	廃油		
⑧	産業 廃棄物	随時	透明袋等	⑤以外の産業廃棄物
				蛍光管
				乾電池

清掃業者・・・毎日2回収 ※病棟によっては4～5回。

①は満杯、②～④については、8分目回収を行う。

※針刺しによる感染防止のため院内で承諾。

院内ゴミ集積場・・・⑤～⑧については、係員(清掃会社)が再度分別を行い、指定場所へ保管。

収集運搬業者・・・集積場から回収日に回収し、処分業者の指定する処分場に搬入する。

※廃棄物保管庫前は駐車場の天井が低く(高さ3m)、保管庫前に回収車両の停車が困難なため、廃棄物保管庫からの運び出し作業が必要。

処理業者・・・①～⑥については、全て自社で焼却処分。焼却後の灰は管理型埋立により処分。

